

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遠送料は左の如し
一號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年終年始末等一切休刊セズ)

時事新報運送料

- 一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山津、一箇月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
一箇月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島
一箇月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸島、澳洲
一箇月 金六拾五錢
五 露領滿洲、清國諸港
一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告(前金)

Table with columns: 一行五號活字廿四號時 一日限 六日以上 七日以上 行ニ 付 十三號 十一號 十號 五號

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を撰登するより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新聞の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社に多々報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方さか如し爲めに行進を生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に寄稿せられんとすべしと請ふ

時事新報社に達したる投書原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

近衛諸隊の演習に付社員特派

今度上毛の野に於て執行する近衛兵諸隊の演習は親しく天皇陛下の御臨幸あり旁々一入の壯觀なるべし本社其模様を詳知せんが爲め社員 堀 井 卯之介氏を同地に特派したれば其状況を讀者に報道するの道徳なるべし

時事新報

學生の袴は廢すべし

目下我國に於て小學以上の高等學校に就學する生徒の服装を觀るに洋服にあらざれば袴を着用するを以て都鄙一般の風習なりとす洋服の事は別に考ふる所あれども是れは他日の論として暫く擱き爰には唯袴の事に就て敝者の意見を述べんとす抑も袴は封建の時代に上は大名の家老より下は小身の徒士に至るまで袴を着るの地位に在りて君に仕ふる者の服装にして袴と兩刀とを武士の附物なるが故に恰も今の警察官が官帽と劍とを身に着けるが如く戶外一步必ず此兩者を備へざる可らず之に反して當時被治者の地位に在りし農工商に至りては袴を着用せしとなく常に袴を離れて何れか職式の場所に出る時は平服の上に袴付の羽織を着する迄に止まりしが爾來封建制度を棄てて今の郡縣制と爲し諸侯を廢して士族の常職を稱し其佩刀を禁ぜしより袴も

共に棄られて跡を留めず途上偶々袴の人のあるは所謂御役所風の官員のみ舊時學校に出入して書を讀み理を講ずるは獨り士族の子弟に限り農工商の輩は一切高等の學に就かざるの習ひにして隨て學生の袴を着け兩刀を帯ぶるは成年の後立ち立派なる武士として世に處するの起居動作に慣れしむるの意味もあれば之を教育の一端と云ふも可なれども今日に至りては羽織袴は我國一種儀式的の禮服にして常人の常服にあらざる其反對に今日の修學は常人の常事にして之を儀式と云ふ可からず儀式の事に非ずして儀式的の服を穿す、無益の沙汰に非ずして何ぞや昔孔子孟心醉の世に在りては論語孟子を講ずるに先生は常に麻上下着用のみどもありしと聞けども今の學問は其書を賣ふにあらざりて唯書中の記事を學んで之を人事に利用するまでのみとなれば版行の書籍に對して敬禮を表するの謂はれば可らず或は學生が平服の儘にて教室に出入すれば既履を露はす等の事ありて甚だ不禮儀なりとの説あれども農工商の營業に當りて袴を着用せずして差したる不禮儀もなく醜體なりとて答られたる者なきが如し既に一般の人民に於て然るときは獨り學校の生徒のみに限りて特別の禮儀を裝ふの道理はなかる可し或は實際に於て既履を露はす云々の懸念もあらば學生をして彼の商人と等しく前垂を着けしむるも可なり殊更に士族風の袴を用ひて事實上無益のみならず外面の虛飾として内部の氣位のみを高し人事の實に遠ざかるの弊なしと云ふ可らず今日都鄙に於る私立の諸學校に規矩正しく習慣宜しきものは學生に袴を着する者なきも教場内の舉動に不禮儀なきは勿論校外に在りて其品行高きして心事の活潑なる往々袴を着用する官立學生に優る者甚だ少なくならず左れば袴の如きは之を着するも著せざるも事實上損益する所なれば殊更に之を論ずるに足らず唯從來の習慣に一任して可なりとの説もあらんかなれども我輩の所見を以てすれば決して然らず前に述べたる如く此服は舊時に在りては士族社會の常用にして今日官員の章標なり何れにしても封建の遺風を受けたる士流の専有にして一般の農工商には先づ袴の遠ざかるべしと言はざるを得ず然るに今の學生も亦多くは士流の子弟にして曾て治者の地位を占めたる遺傳の氣風は容易に脱するも能はず滿腹の功名心は唯政治社會に立身せんとするより外に他事なく語を酷にして評すれば政熱地獄の餓鬼と稱す可き者共にして讀者學生の目的は此遺傳の氣風を撲滅して士農工商の格式を混同し和合一致以て眞の國民を作るに在るのみ此大切な時に當り後進の學生をして強ひて治者の記章たる袴を着用せしむるときは其氣風も亦自から服裝に準じて治者を擬し其成業出世の後も學者士流と農工商との間に何となき尊卑を區別するの情なきを得ず封建門閥の遺風漸く絶えんとし更に生氣を與ふるものと云ふ可し少年の時より常に袴を着けたるものは俄に之を脱して前垂を用ひ難く記事の帽を戴きたるものは急に管笠に變ずべからず少年修業の時より蹴め袴の着用を廢して他日如何なる業務を執るも差支なく直に氣輕に着手し得らるるの途を開かんごとく我輩の切に勸告する所なり

雑報

○内務大臣と地方官 地方官の職は一方に中央政府の意思を受け一方に人民に直接して行政事務を司

ざる者なれば其任務の重大なるも云ふ迄もなく従て政府も之に重きを置けども何分人民に直接する行政官なれば時として其実施したる處置に就て人民の不満を買ひ置きたる非難を受けて當惑する事あり取別け近年は政黨政社競争劇しくなり議員選挙の場合には中央政府の權力盛んにして其勢威を藉りて人民を壓倒し得たる頃には比すれば地方官の職も餘程困難なるものとして此の如く動もすれば人民の側より苦情起りて迷惑する其上に中央政府の方より亦時として厄介なる命令を受けて當惑するもあれば又様々の干渉を蒙りて身振もならぬ程束縛されれば恰かも死物の如く意志あれども行ふを得ずして所謂人形と均しく只當中央政府の上官の意志に依りて左右せらるるが如き事さへもなきを保せず俯仰共に困難を免れずして暗に之を評すれば所謂板垣の觀あり右は只地方官の職の困難なる方面より觀察したる處なれども翻て又他の方面より觀察するときは兎も角も其地方に於ける上長官として行政の事務を總括する者なれば假令以上との如き困難はあつても亦自ら愉快なる事ありて時としては大に其志を伸べ甚しきは中央政府の權力を凌ぐが如き大勢力を逞ふ事さへもなきにして自ら其勢力の消長は中央政府の如何に關する事にして即ち中央政府の權力盛んなるときは地方官の元氣衰へ地方官の元氣盛んなるときは中央政府の權力衰へたるの觀ある事既往の例に珍しからず勿論民權論未だ盛んならずして中央政府の基礎頗る固く地方官は中央政府の一代理官として恰も其地方に君臨したるが如き其ありし遠き以前の事は姑く置き其以後就中近年數次内閣の更迭したる時に於ては右の如き種々の變相を呈したるものと世人も充分に記憶する所なり故に地方官を適當の地位に保ち餘り中央政府の干渉に苦まじむ又餘り得意の境遇に奔逸せしめざる事は偏に中央政府の處置如何に在る事なれども内務大臣其人の如何も亦大に關係する所あり即ち内務大臣が放任主義の人なれば地方官の働き頗る自由なれども之に反して若しも干渉主義の人ならんには地方官は痛く束縛され其己の意思を以ては何事も行ふも能はざるが如き事なしとせざるなり本來地方官なるものは直接に中央政府に隷屬し一切萬事中央政府の意思を受けて働くものなれば内務大臣の意思に依りて左右せられべき者なく現に伊藤首相が内閣を組織したる後昨年九月を以て始めて地方官を召集したる際にも右の如き趣旨を以て一場の演説を爲したりれば誰しも皆其然るべきを知るも據るの實際に至りては行政事務の便宜上地方官は内務大臣の配下に在るを以て多少之が爲めに左右せらるるを免れず而して今や元勳政治家の一人井上伯の局に當れるを以て人物に於ては固より遺憾なきも伯の情を求むるに觀敬なる或は注意の行届き過ぐる所ありて専ら干渉の域に踏み込み地方官をして人形然らしむるの類は必し若果して之ありとせば伊藤伯の訓令は早くも既に忘却せられたる者云はざるを得ず勿論伯が當時斯る演説を爲したるものは前内閣の時に於て撰擧干渉等の事を以て其れとなく之を諷刺したるなりとの説もありれども其意味の如何は兎に角伯の演説は至當の訓令にして何時にても之を守らざる可らざるに付し地方官たるものは内務大臣の如何を問はず該訓令の精神に基き

大に自家の意思を世間より死したるに必要なる可し
○對嶋砲臺の完備 軍省にては向ふ十完備なるに警備砲臺を築き其費用を要するに備へしむるものにして他と異なり其に備ふるものにしては他と異なり其に備ふるものにしては他と異なり
○巴里市會 愛應せんが爲めものしたるよし巴里市會進み何か議論を始あり大に喧嘩したるよし巴里市會進み何か議論を始あり大に喧嘩したるよし巴里市會
○改進黨演説 豊橋館に於て同地一行を招待し改進黨の一行を招待し豊橋館に於て同地
○瓦斯局改築 改築及増設を爲すに備へしむるものにしては他と異なり其に備ふるものにしては他と異なり
○神戸に於け 外國米は非常の好右は關東地方水産
○初秋刀魚 漁業者に報せし